

「新潟市市民活動保険制度実施要綱」 事務取扱要領

1 事務取扱要領の趣旨

この要領は、「新潟市市民活動保険制度実施要綱」(以下「要綱」という。)の実施運用および解釈に必要な事項を定めるものとする。

2 要綱の実施運用に必要な説明および留意事項

項 目 等	説 明
第1条 趣旨	
第2条 定義	
(2) 市民ボランティア	
ア その他の地域団体	・ 市民活動に自主的, 自発的に参加し, 奉仕性のある活動を直接的に実践する者をいう。 ・ 無報酬とは, 実費弁償程度の場合を含み, 活動の対価を得ない範囲をいう。 ・ 自治会, 町内会またはその連合組織に類する団体を意味し, 具体的には自治会, 町内会がその構成母体となっている住民組織で, 概ね次のような団体が考えられる。 PTA, 青少年育成協議会, 老人クラブ, 婦人会, 青年会, 公園愛護会, 自主防災組織, 校区交通安全推進協議会など
イ 市が主催, 共催又は依頼する事業	・ 共催事業には, 複数の団体によって構成される組織に市が含まれる場合を含む。 ・ 市が依頼する事業は, 当該事業の担当課が事前に内容を把握している活動を対象とし, かつ, 個人へ活動の対価の支払いがないものに限る。なお, 当該個人が属する団体に対しての委託料等の支払いの有無は問わない。
第3条 対象者及び対象活動	
第4条 保険対象事故	
(1) 損害賠償責任事故	・ 賠償補償対象者(団体自体も含む。)が, 市民活動中に他人に身体傷害又は財物損壊等を与え, 法律上の賠償責任を負担することによって損害を被る事故をいう。
(2) 傷害事故	・ 傷害補償対象者が, 市民活動中(市民活動に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路における往復中を含む。ただし, あらかじめその行動が予定されていたこと又は当該保険の対象となる市民活動に従事したことが書面等により確認できる場合に限る。)に発生した急激かつ偶然な外来の事故により死亡又は負傷した事故をいう。

第5条 損害賠償責任事故の補償限度額	
第6条 傷害事故の補償額	
第7条 事故の通報及び報告	
事故の通報	要綱第2条第2号アによる事故の場合は地域課又は地域総務課長に、同号イによる事故の場合は対象となる市民活動を主催、共催または依頼した事業担当課(以下「事業担当課」という。)の所属長に通報することとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。
事故の報告	- 要綱第2条第2号アによる事故の場合は、当該年度若しくは当該活動(行事)の事業計画書又は案内チラシを添えて地域課又は地域総務課長に、同号イによる事故の場合は、市主催等による個人ボランティア活動であることが確認できる資料を添えて事業担当課の所属長に報告することとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。 - 事故の報告における上記添付資料は、その他市民活動中の事故であることを証明する資料を以て代えることができる。 - 地域課若しくは地域総務課長又は事業担当課の所属長は報告の受理後、保険会社にその旨を通知する。
第8条 事故の確認	
第9条 保険金の請求	
第10条 保険期間	
第11条 その他	

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(「新潟市地域活動等傷害見舞金条例」事務取扱要領の廃止)

2「新潟市地域活動等傷害見舞金条例」事務取扱要領(平成23年4月1日施行)は, 廃止する。ただし, この要領の施行の日の前日までにおける負傷, 疾病及び死亡に係る見舞金の支給については, なお従前の例による。

附 則

この要領は, 平成 30 年 4 月 1 日から施行する。